

# 自民党埼玉政治学院学則

## 第1章 総則

- 第1条 本校は、自民党埼玉政治学院と称する。
- 第2条 本校は、自由民主党埼玉県支部連合会内に置く。
- 第3条 学則は、県連役員会の承認を受けるものとする。
- 第4条 この学則は、受講生及び修了生並びに本校に在籍した経験を持つ者すべてに適用される。
- 第5条 本校には、1講座を置き、定員を50名とするが、特に受講希望者が多い場合には、特例として、学院長の判断により、これを定めないことができるものとする。

## 第2章 組織及び運営

- 第6条 本校に、学院長・副学院長及び事務総長並びに事務職員を置く。
- ① 学院長は、本校の責任者として、県連会長が務めることとし、校務を掌る。
  - ② 副学院長は、学院長を補佐する者として、県連副会長が務めることとし、学院長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - ③ 事務総長は、県連幹事長が務めることとし、本校の業務を掌る。
  - ④ 必要な場合には、県連役員会の承認を得て、新たな役職を設けることができる。
  - ⑤ 事務職員は、県連職員が担当する。尚、必要に応じて、学院長の判断により、専任事務職員を置くことができる。
- 第7条 開校時期及び閉校時期については、県連役員会の承認を得て決定する。

## 第3章 入学

- 第8条 入学の時期は、開講式に準ずる。ただし、学院長の許可を得れば、途中入学できるものとする。
- 第9条 本校に入学を希望する者は、所定の申込書と誓約書に必要事項を記載のうえ申込み、書類審査を受けるものとする。
- 第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。
- ① 自民党以外の政党の党籍を有しない満18歳以上の方。
  - ② 政治に興味・関心があり、自己研鑽や生涯学習に意欲的な方。
  - ③ 将来政治家を志している方。
- 第11条 本校に提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しないものとする。

第12条 学費には、既定の受講料の他、教材や資料費用などを含むものとする。

① 受講料は、各回講座の開始前に、会場の受付にて支払うこととする。

② 納付された学費については、如何なる理由があっても返還しないものとする。

③ その他、課外活動などの際には、諸経費を徴収する場合がある。

第13条 第9条の手続きを終え、合格の通知を受けた者は、学院長が入学を許可した者であることとする。

## 第4章 修了

第14条 全6回の講座のうち、5回以上の講座に出席し、受講した者に対し、学院長が修了を許可し、証書を授与する。

ただし、その時の政治状況の変化等により、講座回数を変更する場合もあるものとする。

第15条 本校を修了した者については、県連が所管する各級選挙の候補者選考にあたり考慮される。

第16条 本校の修業年限は、1期を原則とする。ただし、在学年数の上限は、特に定めない。

第17条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した退学願を提出し、学院長の許可を得なければならない。

## 第5章 賞罰及び退学・除籍

第18条 表彰に関しては、学院長が決定する。

第19条 学院長は、次の各号に該当する者を懲戒または退学・除籍させることができる。

① 入学申込書の内容に虚偽があった者。

② 誓約書に記載された事項について遵守を怠った者。

③ 本校の秩序・風紀を乱し、倫理や常識に反した者。

④ 自民党以外の政党の党籍を有した者。

⑤ 自民党以外の政党やそれに類する立場から、各級選挙に立候補した者。

⑥ 自民党の地域・職域支部の支部情勢を無視した行動で、県連及び本校に不利益を与えた者。

⑦ その他、学院長が、懲戒または退学・除籍させることが適切と認めた者。

## 第6章 その他

第20条 本校生は、自由民主党、自由民主党埼玉県支部連合、自民党埼玉政治学院、その他これらに類する名称を学院長の許可なく使用してはならない。

第21条 この学則に記載の無い事項は、党則並びに県連規約、また、県連役員会の指令に準拠して、学院長が決定する。

## 付則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

平成 23 年 4 月 26 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正、施行